

## 船舶事故調査報告書

令和2年7月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成31年4月9日 14時00分ごろ～20時00分ごろの間）
発生場所	不明（沖縄県伊平屋村田名漁港北東方沖）
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、無人の状態転覆して乗り揚げているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	令和元年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.6m×約1.2m×約0.6m、FRP ガソリン機関（船外機）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年11月27日 免許証交付日 平成31年3月13日 (令和3年10月23日まで有効)
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	船外機に濡損、船底外板に破口、ブルワークに欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南～南南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 16時00分ごろ低潮時 22時00分ごろ高潮時、水温 約23℃ 日没時刻：18時49分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成31年4月9日14時00分ごろ田名漁港を出港し、北東進しているところを観光客に目撃された。 本船は、15時00分ごろ‘田名漁港の北東方沖約1海里（M）付近の干出浜（さんご礁）’（以下「本件干出浜」という。）内で漂流している（船長が居たかは分からない。）ところを、伊平屋村の住民から目撃された。

	<p>船長の家族は、19時00分ごろになっても船長が帰宅しないことを隣人に伝え、隣人が本船及び船長を探したものの、田名漁港では見当たらないとの報告を受け、伊平屋村の消防団員を通じて19時31分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船及び船長は、20時00分ごろ船長の家族を通じて連絡を受けた知人が田名漁港付近を陸上から、また、伊平屋村の漁船1隻が本件干出浜付近を翌10日00時00分ごろまで捜索したが発見されなかった。</p> <p>本船及び船長は、その後、海上保安庁のヘリコプタ及び巡視艇、沖縄県本部警察署のヘリコプタ、伊平屋村の漁船等により捜索が行われたが、発見されなかった。</p> <p>本船は、約1か月後の令和元年5月8日に田名漁港から陸を挟んだ反対側の干出浜で、無人の状態で転覆して乗り揚げているのを伊平屋村の住民に発見された後、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船の船外機 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船外機付きの和船型で、操舵室等の構造物がなく、甲板上から舷縁までの高さが約30cmであった。</p> <p>本船は、本事故後に発見された際、船体に他船と衝突したような痕跡がなかった。また、本事故後、ふだんから本船に積載されていた釣り竿及び本船にロープでつながれていない状態で積載されていた錨が、本件干出浜付近でそれぞれ発見された。</p> <p>船長は、ふだん、田名漁港を出港して約1Mの範囲内で釣りを行っており、干出浜より沖に出ることがなく、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船がふだん釣りを行っていた干出浜内の水深は、満潮時で約2m、干潮時で約0.6mであった。</p> <p>本事故当時、田名漁港から出港したのは本船のみであり、また、船長がふだん自宅から本船をけん引する際に使用していた自家用車及び台車が田名漁港に置かれていた。</p> <p>船長は、身長約160cm、体重約59kgで、持病はなく、泳ぐことができた。</p> <p>船長は、本事故当日、体調の不良等を家族に訴えておらず、また、自宅から出発する際、上下の作業着を着用し、携帯電話を携帯していなかった。</p> <p>本船は、小型船舶の登録がなく、また、船舶検査を受検していなかった。</p> <p>小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第2条第1項、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第2条第2項第1号口によれば、本船は、長さが3m（全長×0.9）を越え、</p>

	船外機を搭載していたので、小型船舶の登録及び船舶検査を受検する必要があった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長は、行方不明となった。 船長は、4月9日14時00分ごろ本船に1人で乗り組んで田名漁港を出港した後、20時00分ごろ船長が帰宅していない旨の連絡を受けた知人及び伊平屋村の漁船により捜索が行われたことから、この間において、行方不明となったものと考えられる。 本船は、積載されていた釣り竿及び錨が本件干出浜で発見されたことから、本件干出浜で転覆して船長が落水したか、船長が落水した後に転覆した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が落水した状況及び行方不明となった状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。 本船は、長さが3mを越え、船外機を搭載した小型船舶であったが、小型船舶の登録及び船舶検査を受検していなかったことから、航行の用に供してはならなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、田名漁港を出港後、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくことが望ましい。</li> <li>・ 長さが3mを越え、推進装置を搭載している小型船舶は、小型船舶の登録を行い、船舶検査を受検すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

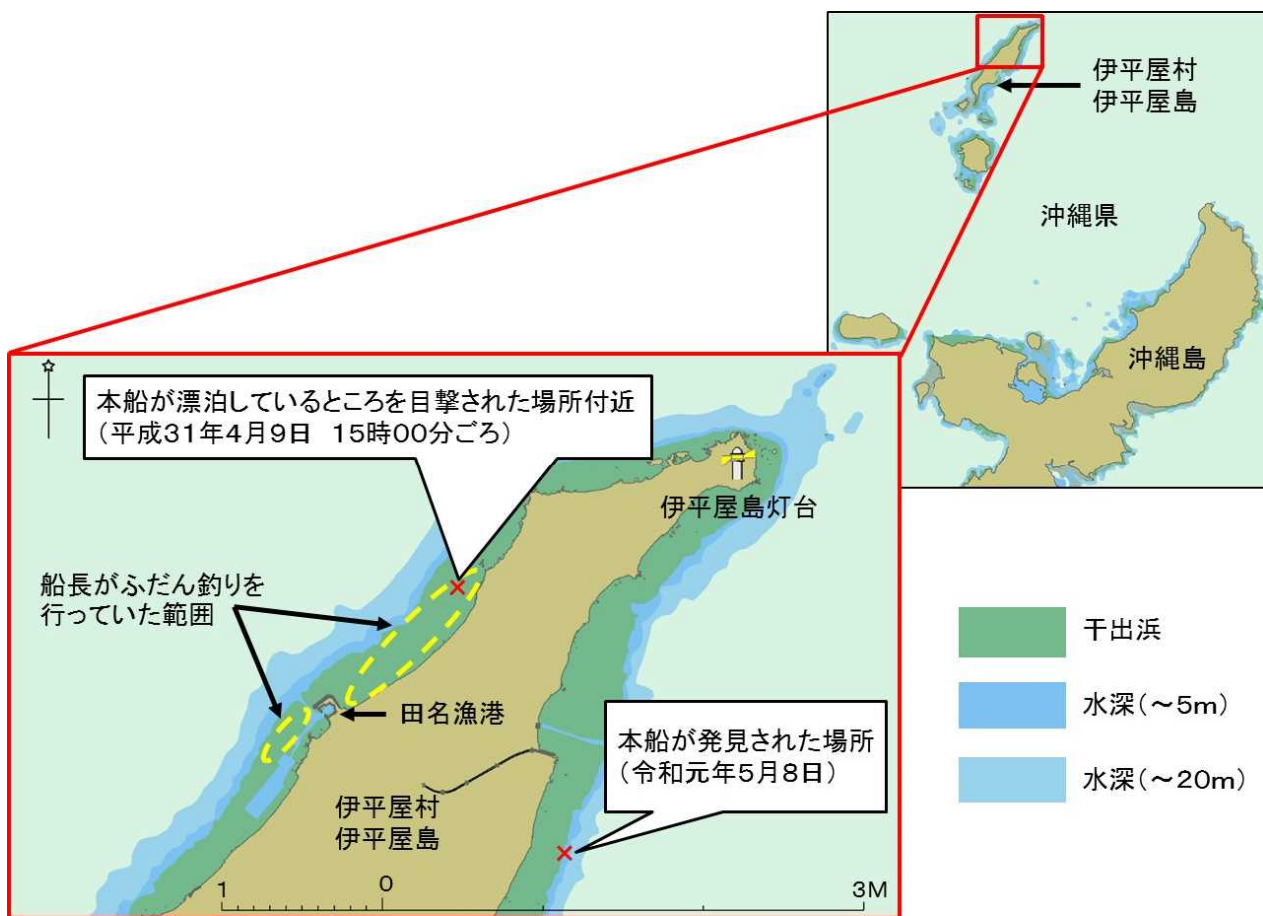


写真1 本船



写真2 本船の船外機

